

多気町公共施設照明設備LED化事業 公募型プロポーザル実施要領

1 事業名称

多気町公共施設照明設備LED化事業

2 事業の目的

本事業は2027年末に予定される蛍光灯の生産終了を見据え、公共施設からの二酸化炭素排出量の削減及び経費削減による財政負担の軽減を図ることを目的として、既存の公共施設の照明を賃貸借方式によりLED照明に更新する。

3 事業概要

(1)事業名

多気町公共施設照明設備LED化事業

(2)対象施設

多気町内公共施設8施設「別紙1 対象施設一覧」のとおり

(3)契約方式

付帯サービス付き賃貸借契約

※賃貸借物品は、賃貸借期間終了後、本町に無償譲渡されるものとする。

(4)事業スケジュール

①施工期間 契約締結日の翌日から令和9年5月31日まで

②施工完了 報告導入施設ごとに、令和9年5月31日までに完了報告を行う。

③賃貸借期間 令和9年6月1日から令和19年5月31日 10年間(120か月)

(5)提案限度額

251,137,700 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※契約金額の限度額を示すものであり契約額ではない。また、本プロポーザル実施後から契約締結までの間に市場価格の大幅な変動、消費税及び地方消費税を含めた税制度の変更等があった場合には、その都度、本町との協議により対応を決定する。

(6)事業内容

対象施設の既存照明について、現地調査を実施のうえ、LED照明に交換する提案を行い、本町と協議し、合意した内容で契約を締結し、本事業契約期間においてLED照明及び交換に必要な付属品一式(以下「付属品」という。)を善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により、以下の業務を実施するものとする。

- ①LED照明の交換に係る計画、施工及び施工監理
- ②既存照明(交換に伴い不要となる器具及び部品を含む。)その他交換に伴い発生した廃材の撤去及びリサイクル又は廃棄処分
- ③LED照明(器具を交換した場合は器具を含む。)の維持管理及び保証(契約期間中の無償修繕対応等)
- ④賃貸借期間終了後のLED照明の本町への所有権帰属

4 業者選定方式

(1)方式

公募型プロポーザル方式

(2)選定

多気町公共施設照明設備LED化事業プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、企画提案書等の内容の聴取等(プレゼンテーション及びヒアリング)を実施し、最も高い評価を受けた応募者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を決定するものである。

なお、応募者が1者の場合でもプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3)役割と業務

①本事業で必要とする役割と分担業務は、次のとおりとする。

(ア)リース役割

LED照明の賃貸借及び管理、契約等の諸手続きに関する業務を実施する。

(イ)調査設計役割

現地調査し、LED 照明への更新計画の策定要務を実施する。

(ウ)施工役割

LED照明の更新工事、維持管理に係る業務を実施する。

(エ)その他の役割

上記(ア)～(エ)以外の本事業に必要とされる業務

②各役割は、複数事業者での構成も可能とする。

③一事業者が複数の役割を兼ねることも可能とする。

④本プロポーザルの参加表明時に、応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にするものとする。なお、提出後の構成員の変更は認めない。

(4)参加資格要件

①本事業を行う能力を有する単独企業又はグループであること。なお、グループの場合は、代表者がリース業務を行うものであること。

②応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。

③グループで応募する場合は、リース役割を担う事業者から代表者1者を選定することとし、その代表者が本町との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行のすべて

の責を負うものとする。また、施工役割を担う事業者は、可能な限り町内業者を含めた体制表を提出すること。

④代表者は、国又は地方公共団体の同種事業において令和5年4月1日以降に国又は地方公共団体との賃貸借契約の実績を有していること。

⑤代表者は、提案に必要な諸手続きを行うほか、優先交渉権者となった場合は、契約に係る諸手続きを行うこと。

⑥応募者は、参加表明書及び資格確認書類に基づき、本要領の内容を十分に履行できると認められる者であること。

⑦応募者は、事業運営・維持管理を円滑に行うための迅速な対応ができる者であること。

⑧応募者のうち、元請で施工役割を担う者は、建設業法第3条第1項の規定により、電気工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。

⑨応募者は、契約期間中において、継続的に故障、不具合等の速やかな対応を行うことができ、そのための部材提供・代替品供給等ができる者であること。

⑩次に掲げるすべての要件を満たす照明器具のメーカーを選定すること。

(ア)LED照明器具の製造・販売の実績が10年以上あること。

(イ)国又は地方公共団体が実施する類似事業の実績があること。

(ウ)契約後、速やかに納入可能な生産供給能力を有していること。

⑪応募者は、次に掲げるすべての条件を満たしていること。

(ア)多気町契約規則(平成18年多気町規則第41号)第5条の規定による一般競争資格者名簿に登録があること。

(イ)監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。

(ウ)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(エ)会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けた者を除く。

(オ)多気町建設工事指名停止措置要領又は三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領による資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。

(カ)多気町暴力団排除条例(平成23年3月条例第4号)第2条第1項第1号に規定する暴力団と関わりがない者であること。

(キ)国税及び地方税に滞納がないこと。

5 全体スケジュール

本事業は、次の日程で行う。ただし、土・日曜日、祝日など町の休日には受付を行わない。また、スケジュールは予定であり変更する場合がある。

(1)実施スケジュール

公告・募集開始	令和 8 年 9 月 1 日
質問の受付期限	令和 8 年 9 月 8 日
質問に対する回答	令和 8 年 9 月 14 日
参加表明書の提出期限	令和 8 年 9 月 16 日
参加資格確認結果の通知期限	令和 8 年 9 月 17 日
提案書等の提出期限	令和 8 年 9 月 30 日
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和 8 年 10 月 7 日
審査結果通知(優先交渉権者の決定)	令和 8 年 10 月 8 日

(2)提案募集の手続き

①実施要領等の配布

下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)は、当町ホームページにて配布する。下記(オ)は当町ホームページには掲載せず、参加表明をした応募者に個別に配布する。

(ア)多気町公共施設 LED 化事業公募型プロポーザル仕様書

(イ)提案提出書類様式一式

(ウ)対象施設一覧(別紙1)

(エ)プロポーザル審査基準(別紙3)

(オ)省エネ試算表(様式9)

②実施要領等に対する質問受付・質問回答

(ア)質問の方法

質問は、任意の質問書を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚送信する。なお、電子メール送信の際は、件名を「多気町公共施設LED化事業公募型プロポーザル」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

(イ)受付期間

令和8年 9 月 1 日(火)から令和8年 9 月 8 日(火)

(ウ)電話受付時間

開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

(エ)質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和8年 9 月 14 日(月)に当町ホームページ

で公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3)参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次による参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参する。

① 受付期間

令和 8 年 9 月 1 日(火)から同年 9 月 16 日(水)まで

②受付時間

開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

③受付場所

「10 発注担当課」のとおり

④参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部(正1部、副1部)提出すること。

(ア)参加表明書(様式第1号)

グループの代表企業名にて参加表明書を提出すること。

(イ)グループ構成表(様式第2号)

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(リース役割、施工役割、調査設計役割、その他役割(分担名を記載すること))を明確にすること。

(ウ)施工体制表

多気町内事業者を含む体制表を作成すること。

(エ)事業者概要書(任意様式)

事業者の所在地、決算の状況、職員数などについて記載すること。

(オ)暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書(様式 5 号)

グループでの応募の場合は、応募者全ての構成員が提出すること。

(4)参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、電子メールで応募者(代表者)に通知する。

(5)提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、「7 提案提出書類の作成方法」に従い、事業提案書を作成し、発注担当課に持参する。

① 受付期間

令和 8 年 9 月 1 日(火)から同年 9 月 30 日(水)

②受付時間

開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

③提出書類

「7 提案提出書類の作成方法」によるものとする。

(6)参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届(様式4号)を当町に持参又は郵送で提出すること。

6 提案書における提示条件

応募者は、次の条件に基づき、提案書を作成する。

- ①機器・工事仕様書に規定する灯具仕様及び同設置仕様に応じた製品を使用すること。
- ②機器・工事仕様書に基づき、工事を遂行できること。
- ③その他、この要項に定めるもののほか、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

7 提案提出書類の作成方法

(1)事業提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを6部(正1部、副5部)提出すること。

- ①提案書提出届(様式6号)
- ② 企画提案書(任意様式)
- ③ 事業実績調書(様式7号)
- ④ 見積書(様式8号)
- ⑤既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表(様式9号)

(2)作成方法

①一般事項

(ア)各提案書類には、会社名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示をすること。

(イ)提案書提出届(様式6号)により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類をA4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

(ウ)エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	CO ₂ 排出係数
電気	0.000411(t-CO ₂ ・単位)

(エ)各提案書類における消費税額及び地方消費税額は、10%とすること。

ア提案書提出届(様式6号)

(3)年間電気代削減金額等の設定

事項	算出方法
① 消耗品	既存照明・提案LED照明リスト 及び省エネ試算表(様式 9 号)に記載された金額を固定値とする。
② 既設電気代支出金額	既存照明・提案LED照明リスト 及び省エネ試算表(様式 9 号)に記載された金額を固定値とする。 基本使用料の削減は、計算対象としない。
③ 電気代削減予定金額	②から⑥を減じて算出する。
④ 経費削減効果(メリット)	①と②の合計から⑤と⑥を減じて算出する。
⑤ リース料金	製品代のほか、工事費、金利、維持管理費、詳細調査費、検証費、諸経費及びその他のリースに係る全ての費用を含めること。
⑥ LED改修後電気代支出金額	照明器具をLEDに置換え、②と同様の条件にて算出する。

8 審査及び審査結果の通知

(1)審査

別に定めるプロポーザル選定委員会が、別紙3の審査基準の観点から総合的な審査を行い、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

(2)審査の流れ

提案の審査にあたっては、次のとおりで行う。

- ①提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル選定委員会において、あらかじめ前項の評価項目について事前評価を行い、原則上位3社がプロポーザルによる審査・評価を受けることができるものとする。
- ③ プレゼンテーションの出席者は5名以内とする。
- ④ 応募者は提案書をもとに20分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。
その後、プロポーザル審査員による質疑応答を10分程度行う。
- ④プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書(任意様式)の資料を用い行うこと。
- ⑤プレゼンテーションは、令和8年 10 月 7 日(水)に開催する。なお、会場は多気町本庁舎内の会議室とし、詳細は応募者に別に通知する。
- ⑥応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。
- ⑦審査の結果、審査員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、事業契約に向けての優先交渉権者とする。また次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。な

お、合計評価点が同点の場合は、提示されたエネルギー削減値がより高い応募者を優先交渉権者とする。

- ⑧プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて当町が用意したプロジェクター、スクリーンを使用することができる。

(3) 審査結果の通知

- ①審査結果は提案者に文書で通知し、電話等による問合せには応じない。
- ②審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③審査結果は、当町のホームページに掲載する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- ②提案書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④本実施要領に違反すると認められる場合

9 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ①事業者は、実施要領、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- ②業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、当町と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 当町と事業者との責任分担

① 基本的な考え

提案が達成しないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。

ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

- ②予測されるリスクと責任分担当町と事業者の責任分担は、原則として次項の「表：予想されるリスクと責任分担」(以下「分担表」という。)によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

③ 契約の締結が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細協議実施後、基本契約の締結が困難になった場合は、以下の措置を講ずるものとする。

- (ア)提案書と計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、当町は優先交渉権者に対し、それまでに要した費用を請求することができるものとする。

(イ) 当町の指示により事業が中止された場合は、優先交渉権者はそれまでに要した金額を上限に、当町と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、基本契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			当町	事業者
共通	実施要領の誤り	実施要領の誤り 実施要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	安全性の確保	設計・工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・工事・維持管理における安全性の確保		○
	制度の変更	税制の変更	○	
		法令・許認可の変更	○	○
	事業の中止・延期	当町の指示によるもの	○	
		当町の不注意等による建設許可等の遅延によるもの	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
設計段階・計画	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ(設計費に対して影響のあるもののみを対象とする)	○	○
	設計変更	当町の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
建設段階	第三者賠償	調査・建設における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ(建設費に対して影響のあるもののみを対象とする)	○	○
	立入許可	合理的な事由によらない場合であって、必要な施設への立入許可がない場合の事業未遂行	○	○
	設計変更	当町の提示条件、指示の不備によるもの	○	○
		事業者の指示・判断の不備によるもの	○	
	工事遅延・未完工	当町の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○
	工事費増大	当町の指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
	一時的損害	引渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○
		引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○

支払い 関連	用地の確保	資材置き場の確保		○
	金利の変動	金利の変動		○
	支払遅延・不能	当町の責による、支払の遅延・不能によるもの	○	
計測・ 検証	設備不良	設備が所定の性能を達成しない場合		○
	電気料金単価の 変動	電気料金単価の変動	○	
	エネルギーペー スラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		上記以外の変動要因の場合	○	○
保障 関連	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、当町の施設運営・業務への障 害		○

10 発注担当課

多気町役場環境生活課 環境生活係

住 所: 〒519-2181 三重県多気郡多気町相可 1600

電 話: 0598-38-1152 Fax:0598-38-1140

E-Mail:kankyo@town.mie-taki.lg.jp